

「いじめの重大事態」が起こった際の調査機関について、他都市と本市の比較

	A市	B市	本市
常設の附属機関の有無	<u>ある</u>	<u>ある</u>	<u>ある</u>
調査の担当	<u>常設の附属機関</u>	<u>学校と第三者</u>	<u>常設の附属機関</u>
調査のメンバー	<u>学識経験者・臨床心理士・社会福祉士・弁護士・小児科医・子ども総合センターの6名</u>	<u>学校の教員、弁護士や臨床心理士</u> ※選任は保護者の希望する者か、教育委員会の推薦する者。教育委員会の推薦する者は、弁護士会や臨床心理士会に直接依頼する。	<u>医師、学識経験者、臨床心理士、弁護士、保護者代表の5名</u> <u>(委員6人以内で組織)</u>
教育委員会の役割	<u>日程調整、記録、学校への調査指示と調査結果の回収、調査への立ち合い、事実関係のとりまとめ、第三者調査委員会への説明</u>	<u>学校と弁護士等の中で調査や協議の日程等の調整</u>	<u>日程調整、学校への調査指示、調査結果の回収、聴き取り調査への立ち合い、第三者調査委員会への調査結果の提供など</u>
被害児童生徒・保護者への説明の担当	<u>第三者調査委員会</u>	① <u>学校独自の調査の場合は、指導主事</u> ② <u>弁護士等が加入した場合は弁護士</u>	<u>教育委員会</u>
その他	○ 弁護士1名に対する過重負担があるため弁護士を2名に増員した。	○ 公平性を保つために、教育委員会は、調査の場面には立ち会わない。	